

『君が代』調教 NO! 松田さん処分取消裁判」第 1 回口頭弁論 冒頭意見陳述
(2021 年 2 月 24 日(水) 11:30 大阪地裁 809 号法廷) 原告 松田 幹雄

(1) 自己紹介と提訴の経過

私は、原告の松田幹雄です。

本日は、冒頭意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私は、1980 年 4 月に中学校理科教員として大阪市に採用され、2016 年 3 月定年退職後、引き続き再任用されて、大阪市立中学校に勤務しています。

私は、卒業生の担任として出席した 2015 年 3 月 12 日の大阪市立中野中学校卒業式において、「君が代」を起立・斉唱しなかったことを理由として、同年 5 月 13 日に戒告処分を受け、2015 年 7 月 10 日付で処分取消を大阪市人事委員会に申し立てました。大阪市人事委員会が、2020 年 6 月 22 日付で私の処分を承認する裁決を行ったため、2020 年 12 月 17 日、処分取消を求めて大阪地裁に提訴しました。

(2) 大阪市立学校における「日の丸・君が代」強制の実態と不起立・不斉唱の経過

大阪市においては、2012 年 2 月末、学校行事の「君が代」の起立・斉唱を教職員に義務づける**国旗国歌条例**がつけられ、同年 5 月には、同一職務命令 3 回違反に対する免職規定を盛り込んだ**職員基本条例**がつけられました。国旗国歌条例制定以降、毎年、卒業式前には、以下の 3 点を内容とする**教育長通知**が校長あてに出されています。

「①ピアノ伴奏等によって**児童・生徒**が国歌を**しっかり斉唱**するよう指導、②**自らが起立・斉唱**することが**教育効果を高める**ことを教職員に周知、③教職員に**職務命令**を发出」

2015 年 2 月、担任する生徒の卒業式を前にして、私は、校長に対して、次の 3 点の質問を行いました。

- 「① 教育長通知は「しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」とあるが、**どう指導するのか**、
② 「君が代」がどんな意味の歌で、なぜ、卒業式に位置づけられているのかということについての**説明**はいつどんな場で、どんな内容で行うのか、
③ この通知は、教職員に**考えることをやめることを求める通知**であり、子どもたちにも考えることをやめ、言われたとおりにすることを求める教育を推奨しており、**教育の本質的営みを壊すことになる**と考えるが、見解を求める」

校長は、この問いに**答えないまま**、市教委指示に従って私に「君が代」起立・斉唱職務命令を出しました。卒業式当日の私の不起立は、式の進行・秩序・雰囲気にもまったく影響を与えなかったばかりか、その場にいた生徒・保護者の誰も見た者がいないのではないかとされるものでした。

私は、「君が代」不起立・不斉唱の理由を上申書に記して大阪市教委に提出しましたが、処分の公正・公平を担保する機関であるはずの**大阪市人事監察委員会**で内容にかかわる**審議は一切行われず**、議事録も**作られませんでした**。私が校長にした 3 点の質問には、校長ばかりでなく、誰も答えず、強制と処分だけが

行われています。

(3) 裁判官のみなさまに訴えたいこと

裁判官のみなさまは、大日本帝国憲法の下での**国定教科書「修身」**の中で、「君が代」について、「この歌は、『天皇陛下のお治めになる御代は、千年も万年もつづいて、おさかえになりますやうに。』といふ意味で、國民が、心からおいはひ申しあげる歌であります。」と記されていたことをご存じですか。また、1900年の「小学校令施行規則」において、3大節の**学校儀式**において、「御真影に最敬礼」「教育勅語奉読」に先立って「君が代」**斉唱が位置づけられていたこと**をご存じですか。「君が代」は、「天皇のためにつくすこと、命をささげること」を最高の美德と教えた**教育勅語教育の中で重要な役割**を果たしていたのです。

このような基本的な**史実・情報**を隠し、まったく知らせないまま、とにかく「しっかり歌え」と強制しているのが、今の「君が代」指導の現実です。児童・生徒への説明は、ほとんどの学校で、「日本の国歌は『君が代』です。国歌は大切です。しっかり歌いましょう。」だけというのが実態です。今、**卒業式・入学式**は、「君が代」斉唱を拒む人がいるという現実を子どもたちから隠し、全員が「君が代」を**起立・斉唱する場面**を無理やり「演出」して、子どもたちに「君が代」とそれが象徴する**日本国家の崇高さ**を「感得」させること＝**「調教」・刷り込みの場**となっているのです。

「君が代」処分にかかわる最高裁の『「君が代」起立・斉唱は「慣例上の儀礼的所作」であって、思想・良心の制約の程度は大きくない』という判例は**現実と乖離**しています。特に、大阪市国旗国歌条例の下での教職員の起立・斉唱は、明確に**率先垂範行為としての教育活動**とされています。職務命令の必要性として言われている**「厳粛さ・秩序・雰囲気」の確保**は、天皇を神聖・絶対的なものと感得させる**戦前の学校儀式**を引き継ぐもので、根本的に見直されなくてはなりません。卒業式はだれのためのものであり、何が**必要か、子どもの権利の視点から見直されるべき**です。教職員の不起立を目にすることは、子どもたちにとって、**現実を知り、自分の考えを深めることにつながる機会**なのであって、決して**教育を阻害するものではありません**。

最後に、私の不起立の理由を、大阪市人事委員会に提出した**陳述書**から引用し、意見陳述を終わります。

「君が代」起立・斉唱職務命令に従うことは、厳しい生活条件の下に置かれた子どもたちとともに生きる側にいたいと考え、努力してきた教員生活の中で、私が行動原理としたいと思ってきた「自分の保身のために、他の誰かに犠牲を強いることはしない」にまったく反することでした。「君が代」の起立・斉唱は、私にとっては、子どもたちを侵略戦争に動員した**戦前の教育に対する反省を捨て去ることを意味する**と同時に、その行為を通して、生徒たちに起立・斉唱を押し付ける**「調教」の一端を担うこと**です。「君が代」の歴史ゆえ必ず存在する**「君が代」斉唱が嫌だと思っている生徒を、更に厳しい状況に追い込む役割を担うこと**になります。それはできないという思いからの**不起立・不斉唱**でした。

この選択は、認められるべきであると訴えたいと思います。